



いう。)を下したことに對して、申立人が、その取消しを求めるものである。

なお、申立人は、本仲裁申立時において、本決定の取消しのみならず、本決定と結論を同じくする同年3月13日付の原決定(以下「原決定」という。本決定は原決定の再審査決定に当たる。)を取り消すことを請求していたが、被申立人より、本決定の発出により既に原決定の効力は取り消された旨の見解が示されたため、本仲裁係属中に、当該請求については取り下げている。

### 第3 判断の前提となる事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、証拠及び仲裁手続きの全趣旨によって認められる。

#### 1 当事者

申立人は、被申立人公認C級コーチライセンスを保有し、2022年頃から、F高等学校(以下「本高校」という。)女子バスケットボール部(U18女子)(以下「本部活」という。)の顧問として、高校生の指導に当たっていた者である。

被申立人は、我が国におけるバスケットボール競技界を統括し代表する団体である。

#### 2 仲裁合意

被申立人の制定した裁定規程(乙2)第20条第4項では、「第2項および前項の再審査によって出された決定については、スポーツ仲裁裁判所(CAS)または日本スポーツ仲裁機構(JSAA)への不服申立の提起を除き、更に審査を求めることはできない。」旨の規定があるため、両当事者間には仲裁合意がある。

#### 3 申立人の言動

(1) 申立人は、2023年11月2日、本高校体育館において、本部活の練習に参加していた本部活部員全員に対して、「黙ってやってバカみたいに」、「黙ってやったらバカみたいなんだよ」と発言し、次いで、A(当時高校1年生・女子)に対して「バカ、バカ、考えろよ」、B(当時高校1年生・女子)に対して「バカみたいなプレーしてお前は」とそれぞれ発言した(以下「本件行為1」という。)

(2) 申立人は、2023年11月7日、本高校体育館において、本部活の部員であるC(当時高校2年生・女子)に対して、本部活練習中、C及び他の部員らの面前において、「聞いているのかボケ、何でやめたんだよボケ」、「使い物にならない」と発言した(以下「本件行為2」という。)

(3) 申立人は、2024年1月16日、本高校体育館において、本部活の部員であるD(当時高校2年生・女子)に対して、本部活練習中、D及び他の部員らの面前において、「お前態度悪いから泣かすぞ」と発言した(以下「本件行為3」という。)

(4) 申立人は、2024年4月頃、本高校体育館において、本部活の部員であるCに対して、練習中、C及び他の部員らの面前において、「クズブスが」と大声で発言した(以下「本件行為4」という。)

- (5) 申立人は、2024年4月頃、本高校体育館において、本部活の練習に参加していた部員全員に対して、その面前において、「出来が悪いんだから傷ついた方がいい、自分の心がほんとに。ぐさ、ぐさ、ぐさってきた方がいいよ」と発言した（以下「本件行為5」という。）。
- (6) 申立人は、2024年10月2日、男女交遊及び男女交際並びにSNSにおいて異性と関わることを禁ずる部則の規定（以下「男女交際等禁止規定」という。）に違反したことについて反省文を作成したE（当時高校2年生・女子）に対し、その書き直しを命じた際に、Eが相手方の男子生徒（以下「本男子生徒」という。）と連絡先を交換した経緯、本男子生徒とのやり取りの詳細、及び本男子生徒との交際の有無について、反省文に記載するように指示した（以下「本件行為6」という。）。

#### 4 原決定の内容及び再審査の申立て

原決定は、本件行為1から5までの事実を認定した上で、これらの事実は、いずれも被申立人倫理規程第3条第1項(3)に定める「暴言」に当たるとした。また、原決定は、「申立人は、2024年10月2日、E（当時高校2年生・女子）に対して、異性交遊・異性交際及びSNSにおいて異性と関わることを禁ずる部則に対する違反を理由として、相手の氏名、SNSアカウント交換の経緯、交際の有無等といった部則違反の具体的な内容を書面に記載し提出するよう命じた際、Eに対し、『付き合っていたならどこまでしたのか』といった内容も書面に記載するよう指示した。」という事実を認定した上で、当該事実は、同規程第3条第1項(3)に定める「ハラスメント」に当たるとした。

その上で、原決定は、申立人の「本協会の登録資格を、2025年3月13日（懲罰決定の日）から1年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2025年3月13日（懲罰決定の日）から1年間停止）する。」とした。

これに対して、申立人は、上記ハラスメントにかかる事実認定及び評価を不服として、被申立人裁定規程第20条第2項に基づき、被申立人に対し、再審査の申立てをした。

#### 5 本決定の内容

被申立人は、上記再審査の申立てを受け、再審査手続きを開始した。

再審査手続きにおける本決定は、本件行為1から5までについては、原決定と同様の事実認定及び評価をしたものの（なお、この点については申立人も争っていないものと思われる。）、ハラスメントにかかる事実については、原決定が認定した事実のうち、申立人が、「Eに対し、『付き合っていたならどこまでしたのか』といった内容も書面に記載するよう指示した。」という事実（以下「本件指示」という。）を認定することはできないとして、本件行為6のとおり的事实を認定したものの、本件行為6は、そののみをもってしても、Eのプライバシーへの配慮を欠き、指導の範疇を逸脱して、Eを不快にさせる言動であり、「ハラスメント」に該当するとし、原決定の結論を維持した。

#### 第4 仲裁手続きの経過

## 別紙仲裁手続きの経過のとおり

### 第5 当事者の主張

#### 1 争点

本件において、申立人は、本件行為1から6までの事実の認定を争っておらず、主に、本決定が、本件行為6が被申立人倫理規定第3条第1項(3)の「ハラスメント」に当たると評価したことを争っている。そして、本件の主な争点は、本決定における本件行為6についてのかかる評価を踏まえた判断が、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、あるいは、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合に当たるかである。これらの争点に関する当事者の主な主張は、概ね以下のとおりである。

#### 2 申立人の主張の要旨

- (1) ①本決定が国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反しているかについて被申立人倫理規程第3条第1項(3)は「ハラスメント」を禁止し、同規程別表3は、「その他のハラスメント等の不適切行為」として、「他者に対する発言・行動等が、行為者の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。」と定めるところ、学校指導に際して、教員が、生徒に対して、一定の厳しいことを言ったり、不快な思いをさせたりすることはやむを得ないものであるから、学校指導における行為が「ハラスメント」に当たするためには、「学校の指導として必要かつ相当な範囲を超えた言動」であることが求められる。

本部活の部則(甲1、以下「本部則」という。)においては、「男女交遊、男女交際の禁止。※SNS交換禁止、不必要な会話はしない(授業、委員会、学校行事は別)」と定めており、本高校の生徒懲戒規定表(甲4、以下「本校則」という。)においては、「不純異性交遊」、「いきすぎた男女交際」を問題行動として定めている。2024年10月1日、Eを含む女子部員3名より、申立人に対して、男子と連絡を取っているという自己申告があり、同月2日、当該3名から自主的に反省文の提出がなされた(Eからの反省文は甲2である。)。もともと、甲2の内容は、それのみをもってしては、Eが本部則の男女交際等禁止規定に違反したのか、あるいは本校則の上記規定にまで違反したのかについて不明瞭なものであった。そのため、申立人が、本高校の校長にその対応について相談したところ、校長より、「指導記録として残すために、生徒指導部として相談し、反省文を書かせるよう」との指示を受け、また、生徒指導部長でもある教頭からも、「部活動で対応する案件なのか、生徒指導部案件になるのかを判断するため、その限りでの事実確認・状況把握のための反省文を記載させるように」との指示を受けた。そこで、本件行為6のとおり、申立人は、Eに対して、反省文の書き直しを求めたものである。

本部則及び本校則の上記規定はいずれも有効なものであるところ、本件行為6は、申立人の上司2名による正式な業務命令に基づいて行われた、本部則ないし本校則に

違反する事実の確認のための文書の作成指示であるのだから、学校の指導として必要かつ相当な範囲のものであり、「ハラスメント」に当たることはあり得ない。

東京地方裁判所令和4年11月30日判決（令和2年（ワ）第29552号。甲14、以下「東京地裁判決」という。）によると、男女交際を禁止する旨の校則は社会通念上合理的で有効なものであり、教員による生徒に対する校則違反に関する事情聴取についても不法行為法上違法なものではないと判断していることが参考になる。

そもそも、本件行為6は、学校の教育指導の一環として行われたものであり、これを「ハラスメント」として被申立人が懲罰の対象とすることは、学校教育に対する不当な介入である。

以上により、本件行為6が「ハラスメント」に当たらないことは明らかであるから、本件行為6が「ハラスメント」に当たるとして被申立人を懲罰に付した本決定は、被申立人倫理規程第5条第1項、第3条第1項(3)に違反する。

(2) ②本決定が規則には違反していないが著しく合理性を欠くかについて

本決定において、本件行為6が「ハラスメント」に当たるとしたことは誤りであり、また、原決定が認定した本件指示の存在という重要な事実の認定を撤回したにもかかわらず、懲罰の種類の変更や登録資格停止の期間の軽減を行わなかったことは不当であるから、本決定は著しく合理性を欠く。

また、2024年10月31日、Eは、本部活を退部し、本高校を退校して転校しているが、本件行為6とEの退部・転校との因果関係は証拠上認めることはできないから、本決定が、本件行為6が、Eの退部・転校の一因になっていることを認め、Eのスポーツ活動に支障を生じさせたものと評価したことは、著しく合理性を欠く。

3 被申立人の主張の要旨

(1) ①本決定が国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反しているかについて

被申立人倫理規程第3条第1項(3)は「ハラスメント」を禁止するところ、同規程別表3は、「その他のハラスメント等の不適切行為」として、「他者に対する発言・行動等が、行為者の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。」と規定する。本件行為6は、Eのプライバシーへの配慮を欠き、指導の範疇を逸脱して、Eを不快にさせる言動であり、「ハラスメント」に当たることは明らかである。

被申立人は、本部則の男女交際等禁止規定や、「不純異性交遊」、「いきすぎた男女交際」を禁止する本校則の有効性を争うものではないが、いずれも、前近代的で不合理な規定であって、生徒のプライバシーの侵害を惹起するおそれの強いルールである。したがって、本部則違反や本校則違反が疑われた場合、事実調査の目的で関係者にヒアリング等の調査を行うこと自体はあり得るが、その目的のみならず、その拘束力や内容に応じて、どの程度、踏み込んだ調査を行うべきかを慎重に検討するべきである。とりわけ、ジュニア世代のスポーツ指導の現場においては、指導者と生徒との絶対的な権力関係、

上下関係を背景に、指導者によるハラスメントが横行していることが国際的な問題となっており、我が国の部活動の指導者においても、生徒の身体的・心理的安全を守るセーフガーディングの実施者でなければならない。

本件行為 6 については、その前に作成された 1 通目の反省文（甲 2）において本部則違反の事実があったことが記載されており、それに先立って部員らより「男子と連絡を取っている」という申告もあったから、本件行為 6 以前に、男女交際等禁止規定に抵触する事実があったことを判断するに足りる情報が収集されていたのであり、事実調査の必要性が認められない。また、生徒のプライバシーや尊厳を守るという観点からは、E と同性の女性教諭が面談聴取を行い、その結果を必要な範囲で上司等に共有すれば足りたというべきであるから、男性である申立人が、反省文という形式で、E 自らに詳細な事実関係を書面に記載させることは、屈辱的であり許されないというべきである。本件行為 6 が本高校からの指示に基づくものであったとしても、本高校が有する裁量権の濫用であり、申立人がそれに従うことは許されない。

東京地裁判決の事案は、校則違反に関するもので、部則違反に関する本件とは異なる。また、同判決の事案は、事情聴取の際に、「性別を考慮して聴取者を交代」という配慮が行われたものであるから、男性である申立人が女生徒に対して調査を行なった本件とは事案が異なる。さらに、同判決は、スポーツ仲裁の先例ではなく、しかも不法行為の違法性判断とスポーツ仲裁の処分相当性判断は同一ではない。

以上よりすれば、本件行為 6 は、E のプライバシーへの配慮を欠き、指導の範疇を逸脱して、E を不快にさせるものであるから、「ハラスメント」であることは明らかであり、本決定の判断は被申立人倫理規程に違反しない。

(2) ②本決定が規則には違反していないが著しく合理性を欠くかについて

本件行為 6 は、男性指導者が、指導者と生徒という権力関係を背景に、女生徒からプライバシー性の強い事項を聞き出し、反省文という形式で聴取しようとしたものであり、「付き合っていたならどこまでしたのか」という事実の有無にかかわらず、「ハラスメント」に当たるものであり、原決定の判断を維持した本決定の判断に何ら不合理な点はない。

また、本決定が、本件行為 6 が E の退部・転校の一因になっていることを認め、E のスポーツ活動に支障を生じさせたものと評価したことは正当なものであり、不合理なものではない。

## 第 6 本件スポーツ仲裁パネルの判断

### 1 判断枠組みについて

申立人が取消しを求める本決定は、申立人の被申立人における登録資格を 1 年間停止する旨の決定である。

したがって、本件は、申立人が被申立人による不利益処分の取消しを求める事案である

ところ、当機構の先例は、このような事案においてスポーツ団体の処分が取り消されるべき場合の基準について、以下のように述べている。すなわち、日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営について一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、又は④規則自体が法秩序に違反し若しくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである（JSAA-AP-2003-001号仲裁事案、JSAA-AP-2003-003号仲裁事案等）、というものである。本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が相当であると考えてるので、この要件に従って判断する。

本件では、申立人より、本決定の取消事由として、上記①及び②が主張されているため、以下、これに沿って判断を進める。ただし、まず、その前提として、本件行為6が、被申立人倫理規程第3条第1項(3)の「ハラスメント」に当たるかについて判断する。

## 2 本件行為6の「ハラスメント」該当性について

(1) 被申立人倫理規程第3条第1項(3)の「ハラスメント」とは、同規程別表3が、「その他のハラスメント等の不適切行為」として、「他者に対する発言・行動等が、行為者の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。」と定めていることを踏まえると、他者に対する発言・行動等が、行為者の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりする行為のうち、社会通念上の必要性及び相当性を欠いたものをいうと解される。そして、部活動を含む学校教育の一環として行われた特定の行為が社会通念上の必要性及び相当性を欠いたか否かは、学校教育法上の高等学校が有する生徒を規律する包括的権能の尊重と生徒が有するプライバシー権や人格権等の保護の調和の観点から、当該行為の目的、内容、方法等の事情を総合考慮して判断するべきである。

(2) そのような観点から検討すると、まず、本部則(甲1)は、「男女交遊、男女交際の禁止。※SNS交遊禁止、不必要な会話はしない(授業、委員会、学校行事は別)」と定めており、「上記を厳守できない場合、退部とすることもある。」と規定している。本校則(甲4)は、「不純異性交遊」及び「いきすぎた男女交際」を禁止し、1回目の違反については、前者につき謹慎5日間、後者につき指導部訓戒とし、2回目以降の違反については、1回目の内容を踏まえて生徒指導部で検討し職員会議で提案審議するというものである。本部則及び本校則の以上の規定が法的に有効なものであることについては、当事者間に争いはなく、本件スポーツ仲裁パネルにおいても有効であることを前提として以下判断する。

次に、本件行為6の主たる目的は、Eによる男女交際等禁止規定に違反する事実の内容を確認し、当該事実が本部則の違反に止まるものか、あるいは本校則にも抵触し得

る問題であるかを調査することにあつたと認定することができる。すなわち、1通目の反省文（甲2）のみをもってしては、Eによる男女交際等禁止規定に違反する事実の内容が明らかでなく、当該事実が、本部則違反に止まるものか、本校則違反に至るものかが判然としないこと、書面の書き直しの際に申立人がEに対して記載を指示した内容は、男女交際等禁止規定に関する具体的な内容であること、本高校の教頭が、「（申立人に対して）『まずは事実確認をしっかりとすることが大事。部則違反の内容が分かるように具体的に書かせてください。生徒指導部案件かは作文を見てから判断します。』と指示しました」と陳述していること（甲3）によって、上記目的を認定することができる。そして、本高校が、生徒による部則違反ないし校則違反の疑われる事実を認識した場合に、生徒に対して、違反事実の調査を行うことは当然に認められるものであつて、上記の目的は正当である。

また、調査の内容は、本男子生徒と連絡先を交換した経緯、本男子生徒とのやり取りの詳細、及び本男子生徒との交際の有無という、男女交際等禁止規定に関するものに限定されているところ、これに対する回答がなされれば、Eによる男女交際等禁止規定に違反する事実の内容と当該事実が本部則の違反に止まるものか、あるいは本校則にも抵触しうる問題であるかが明らかになるといえるし、一方、「不純異性交遊」や「いきすぎた男女交際」という本校則に関する踏み込んだ質問まで行われていないことに照らすと、調査目的に照らして必要かつ最小限の範囲のものであつたということが出来る。

さらに、調査の方法は、申立人が、Eに対して、1通目の反省文の書き直しを求めるといふものである。当初、Eから反省文（甲2）の提出があつたところ、この書き直しという方法で調査を実施することは、必ずしも不自然とはいえないものであるし、当該方法は、Eが、申立人の監視下ではない状況で、時間をかけて自由に書面の内容を考えて作成することを許容するものであり、Eの心情や立場に配慮したものと評価することもできる。また、上記の調査目的に照らせば、関係者間において正確に情報を共有するために、何らかの形で記録化することは、その必要性が認められ、やむを得ないものである。

被申立人は、反省文という書面を作成させること自体が屈辱的であると主張するが、生徒が部則等に違反する事実が発覚した場合、事実の調査のために、教師が生徒と面談して質問をするか、生徒に反省文等の書面を作成させるかという判断は、教育指導の方法としていずれもあり得るところである。そもそも、本件において、当初、Eから書面（甲2）が作成提出されたものであるから、申立人がこの書き直しによる調査を実施したことは、E自身の従前の対応を尊重したものと評価できる。また、確かに、被申立人が主張するとおり、Eと同性である女性教諭による調査の方がより適切であつたとも考えられ、特に、面談によって本格的な事情聴取を行う場合には、女性教諭によって行う方が適切であつたとも考えられる。しかしながら、本件行為6は、本部活の部内で

対応するべきか、本高校の生徒指導部が対応するべきかを判断するためのいわば初動的な対応であって、その際に、書面の書き直しを指示する行為について、E と同性である女性教諭によってなされなければならないということとはできない。

(3) 以上より、本件行為 6 は、その目的、内容及び方法等を総合考慮すると、学校教育における教育指導の範囲内の行為であって、社会通念上の必要性及び相当性を欠いたものということとはできず、被申立人倫理規程別表 3 「ハラスメント」には当たらない。

3 ①本決定が国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反しているかについて

上記 2 で判断したとおり、本件において、本件行為 6 は被申立人倫理規程第 3 条第 1 項 (3) の「ハラスメント」に当たらないものであるが、本決定は、本件行為 1 から 5 までも、その判断の根拠としているところ、これらの行為の事実認定に争いはなく、これらの言動がいずれも同項 (3) にいう「暴言」に当たることは明らかであるから、その限りで、本決定が被申立人の制定した規則に違反していると断ずることはできない。

4 ②本決定が規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合に当たるかについて

(1) 本決定は、懲罰の種類について、本件行為 1 から 5 までに関する事情のみならず、本件行為 6 が、被申立人倫理規程第 3 条第 1 項 (3) の「ハラスメント」に当たるとした上で、「E の転部・転校の一因になっていることを認め、E のスポーツ活動に生じさせたものと評価する」とする。そして、本件行為 6 について、同規程別表 3 を基準として検討するとしながらも、本件行為 6 については常習性が認められないことを踏まえ、日本スポーツ協会登録者等処分規程処分基準「表 2」(「行為の内容にかかわらず、被害者のスポーツ活動に支障が生じた場合」は資格停止 1 年/活動停止 1 年と定められている。)も合わせて考慮するとする。

また、本決定は、登録資格の停止期間の検討にあたっても、本件行為 1 から 5 までに関する事情のみならず、本件行為 6 について、その態様が悪質で、E が本件行為 6 と極めて近接した時期に退部にとどまらず転校に至るなど、その結果は深刻でその責任も軽微と言えないこと、さらに被申立人による本件行為 1 ないし 5 の調査中に発生したことも責任を加重する事情として考慮するとする。

さらに、被申立人倫理規程別表 3 をみても、「懲罰内容」として、「不適切行為で、被害者およびその周囲の者の本協会における活動環境を悪化させるまでに至らなかった」場合と「不適切行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者およびその周囲の者の本協会における活動に支障が生じた」場合とを明確に分けて定めており、後者を前者より重い懲罰内容に値する行為として想定している。この点からしても、本決定において「E の転部・転校の一因になっていることを認め、E のスポーツ活動に生じさせたものと評価する」とされた本件行為 6 は、処分内容を決めるにあたり本決定では大きな要素となっていたものと解される。

以上のとおり、本決定は、申立人に科すべき懲罰の種類及び登録資格の停止期間のいずれの検討においても、本件行為 6 が「ハラスメント」に当たり、しかも、その態様が

悪質で結果が重大であることを重視して、申立人に対して懲罰決定の日から 1 年間の登録資格停止とする旨の処分を科すことが相当であると判断したものと解することができる。

- (2) しかしながら、本件行為 6 が上記「ハラスメント」に当たらないことは、上記 2 で判断したとおりであるから、本決定の上記判断は、その重要な根拠を欠くこととなる。

以上のことを踏まえて、本件行為 6 を除いて申立人の被申立人倫理規程違反行為に対する処分内容を判断した場合、他に特段の事情のない限り本決定と同内容の処分となることは想定できないことから、本決定は、著しく不合理な判断であるといわざるを得ない。

- 5 以上のことから、本件スポーツ仲裁パネルは、本決定について、著しく合理性を欠くものと判断する。

よって、本決定は取り消されるべきである。

なお、仲裁パネルは、仲裁判断において、決定を取り消すか否かの判断のみの権限を有しており、新たな内容の処分決定を行う権限は無いものと解されている。

本件仲裁判断は、本決定を取り消したが、本件行為 1 ないし 5 については被申立人倫理規程に違反する行為であることから、その評価については、被申立人において被申立人倫理規程に従い、改めて行われることになることを念のため付言しておく。

## 第 7 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2026 年 3 月 10 日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 清水 光

仲裁人 中谷 仁亮

仲裁人 高松 政裕

仲裁地：東京

## 仲裁手続の経過

1. 2025年8月27日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「委任状」等を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同月29日、当機構は申立人に対し、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第14条第6項に基づき補正を命じた。
3. 同年9月9日、申立人は、機構に対し、「仲裁申立書の追完」「証拠説明書」及び書証（甲1～19）を提出した。
4. 同月11日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
5. 同月16日、申立人は、機構に対し、「仲裁人選定通知書」を提出した。
6. 同月22日、申立人が提出した「仲裁人選定通知書」に基づき、仲裁人候補者に「仲裁人就任のお願い」を送付しが、同日、就任を不可とする回答がなされた。
7. 同月24日、上記、仲裁人候補者の就任を不可とする回答を受け、機構は、申立人に対し、仲裁人の再選定を依頼した。
8. 同月25日、申立人及び被申立人は、機構に対し、「仲裁人選定通知書」を提出した。  
同日、両当事者が提出した「仲裁人選定通知書」に基づき、申立人が選定した仲裁人候補者及び被申立人が選定した高松政裕に「仲裁人就任のお願い」を送付した。
9. 同月26日、高松政裕は、仲裁人就任を承諾した。
10. 同月29日、申立人が選定した仲裁人候補者より、就任を不可とする回答がなされたため、機構は、申立人に対し、仲裁人の再選定を依頼した。
11. 同月30日、申立人は、機構に対し「仲裁人選定通知書」を提出した。
12. 同年10月1日、申立人が提出した「仲裁人選定通知書」に基づき、中谷仁亮に「仲裁人就任のお願い」を送付した。
13. 同月2日、中谷仁亮は、仲裁人就任を承諾した。  
同日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「答弁書別紙」及び「委任状」を提出した。
14. 同月3日、機構は、中谷仁亮及び高松政裕に対し、「第三仲裁人選定のお願い」を送付した。
15. 同月6日、中谷仁亮及び高松政裕は、機構に対し、「第三仲裁人選定通知書」を提出した。
16. 同月7日、機構は、「第三仲裁人選定通知書」に基づき、清水光を第三仲裁人として選定し、「第三仲裁人就任のお願い」を送付した。
17. 同月9日、清水光は、第三仲裁人就任を承諾し、清水光を仲裁人長とし、中谷仁亮

及び高松政裕を仲裁人とする、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。

18. 同月 10 日、機構は、仲裁専門事務員として多賀啓を選定し、「仲裁専門事務員就任のお願い」を送付した。  
同日、多賀啓は仲裁専門事務員就任を承諾した。
19. 同月 23 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の書証の整理及び両当事者に対する釈明事項について、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
20. 同年 11 月 6 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面（1）」「証拠説明書（1）」及び書証（乙 1～7）を提出した。
21. 同月 11 日、申立人は、機構に対し、「意見書」「証拠説明書（2）」及び書証（甲 20～22）を提出した。
22. 同月 21 日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人の請求の趣旨の整理及び被申立人の補充の主張立証について、「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を行った。
23. 同年 12 月 19 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面（2）」「証拠説明書（2）」及び書証（乙 8～10）を提出した。
24. 同月 22 日、申立人は、機構に対し、「意見書 2」を提出した。
25. 同月 25 日、本件スポーツ仲裁パネルは、尋問申出、本件の審問期日への出席者、本件の審問期日の日程調整及び補充の主張立証について、「スポーツ仲裁パネル決定（3）」を行った。
26. 2026 年 1 月 6 日、申立人は、機構に対し、「意見書 3」を提出した。
27. 同月 19 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の審問期日の日程及び開催方法並びに出席者について、「スポーツ仲裁パネル決定（4）」を行った。
28. 同月 23 日、被申立人は、機構に対し、「意見書」を提出した。
29. 同月 29 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の審問期日への関係者の出席について、「スポーツ仲裁パネル決定（5）」を行った。
30. 同年 2 月 10 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の審問期日を開催した。
31. 同月 13 日、本件スポーツ仲裁パネルは、補充の主張立証、審理の終結時期及び仲裁判断の発出時期について、「スポーツ仲裁パネル決定（6）」を行った。
32. 同月 17 日、申立人は、機構に対し、「最終主張書面」を提出した。  
同月 17 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面（3）」を提出した。  
同月 17 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の審理を終結した。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。  
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
代表理事（機構長） 竹下 啓介  
（公印省略）